



税務町民課

- 戸籍、住民基本台帳、印かん登録証明、各種証明などに関すること
- 町税などの賦課徴収に関すること
- 固定資産の評価などに関すること
- 環境衛生などに関すること
- そのほか税などに関すること

健康福祉課

- 国民年金などに関すること
- 国民健康保険に関すること
- 公費医療に関すること
- 後期高齢者医療に関すること
- 保健予防全般(母子・乳幼児保健予防を除く)に関すること
- 高齢者および障害者福祉に関すること
- 介護保険に関すること
- そのほか社会福祉全般に関すること

人権推進課

- 同和対策に関すること
- 若年者専修学校等技能修得資金に関すること
- 隣保館に関すること
- 住宅新築資金等貸付金の徴収に関すること
- そのほか人権問題などに関すること

各課の電話番号および改編後の事務分掌の詳細については、3月にお知らせします。

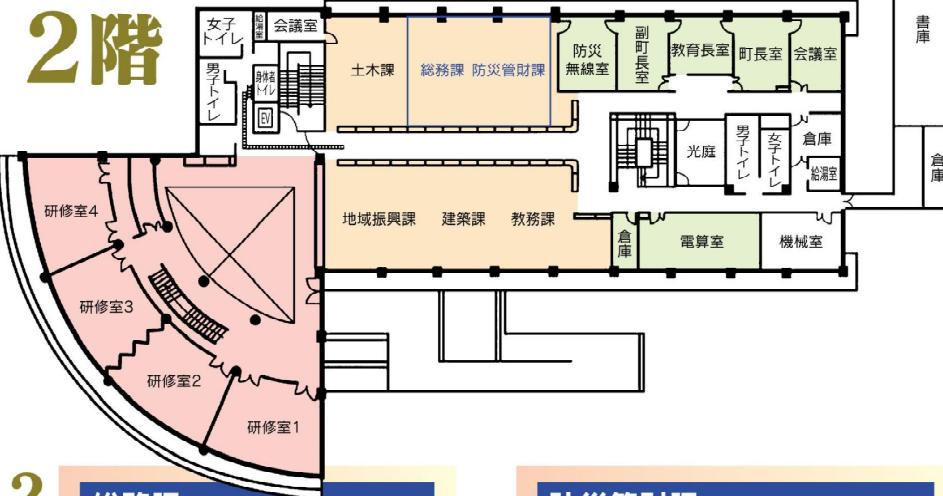


役場の窓口が一部変わります

行政改革に伴う新体制、
4月1日(木)から始動
より効率的・効果的な組織に
■問合せ 総務課 電話26-1231

町民ニーズの期待に応える効率的な組織機構を目指して、4月1日(木)から組織の一部を改編します。限られた職員数で最大の効果を発揮するともに、皆さんにとって利用しやすい組織となるよう改革するものです。この改革により、担当窓口が変わる主な業務と新しい組織の担当業務をお知らせします。改革の主なポイントは、総務課を分割し「総務課」と新たに「防災管財課」を創設。また、人権を尊重する精神に涵養な町を推進していくため「人権推進課」を新設します。さらに、庁舎1階の税務課、福祉課および住民課の事務分掌を再編し「税務町民課」、「健康福祉課」および「子育て支援課」に改編します。

平成28年4月の機構改革により、庁舎2階の一部を改編しましたが、庁舎1階の窓口が大きく変更されるのは、新庁舎になって初めてのことです。取り扱う業務が変わるので、主な業務内容や配置図(予定)を確認してください。変更があるのは、庁舎1階および2階のみで、3階部分に変更はありません。



総務課

- 庶務に関すること
- 職員の人事および給与に関すること
- 議会および一般行政に関すること
- 電子計算機の運用管理に関すること
- 財政に関すること
- ほか課の主管に属しないこと

防災管財課

- 災害対策の総括および消防に関すること
- 町有財産の管理および処分に関すること
- 交通安全対策などに関すること
- 空き家対策に関すること
- 国土調査に関すること
- ほか防災などに関すること